○厚生労働省告示第七十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第一号中「第三十三条の四第一項第一号」を「第三十三条の七第一項第一号」に改める。

第五号中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に改める。

第二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和六十三年厚生省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「保護者」を「その家族等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条第二項に規定する家族等をいう。）その他の関係者」に改める。

第三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和六十三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二の一の㈡中「保護者」を「その家族等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。）その他の関係者」に改め、同二の㈠中「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同三の㈠及び四の㈠中「保護者」を「その家族等その他の関係者」に改める。

第四　次に掲げる告示の規定中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

一　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）第一号

二　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）第一の一

第五　良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一の一の1中「科における入院」を削り、「その」を「入院医療の」に改める。

○環境省告示第三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定に基づき、平成二十六年三月十五日をもって西南鳥獣保護区（平成二十一年十月環境省告示第六十二号）を解除するので、同条第十項において準用する第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

環境大臣　石原　伸晃

○環境省告示第三十三号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年三月十四日

環境大臣　石原　伸晃

第一号中「三百人」を「五百人」に改める。

第二号中「及び同時に滞在できる団体の数」及び「及び八団体」を削る。

第三号中「利用者の人数」の下に「又は団体の数」を加え、「三百人」の下に「とし、毎年五月十日から七月三十一日までの期間については七団体」を加える。

○防衛省告示第四十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月十四日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北陸前沖海面の次の㋐から㋓までの四点を順次結んだ線及び㋐の点と㋓の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

㋐　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

㋑　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

㋒　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

㋓　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月十四日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　足摺岬沖海面の次の㋐から㋔までの五点を順次結んだ線及び㋐の点と㋔の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

㋐　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋒　北緯三二度〇五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

㋓　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

㋔　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月十四日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　遠州灘の次の第一号の㋐から㋕までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋕の点を結んだ線並びに第二号の㋐から㋔までの五点を順次結んだ線及び㋐の点と㋔の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

㋐　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

㋑　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

㋒　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

㋓　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

㋔　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

㋕　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒